

高速道路の無料開放について緊急要望書

栃木県知事 福田 富一 殿

栃木県議会みんなのクラブ

東北地方の高速道路の無料開放については、本年6月より、被災者支援を目的として、東北地方の高速道路の無料開放が行われました。

そして今般、日本政府においては、平成23年12月から平成24年3月末までの間、本年6月より高速道路の無料開放を実施した区間のうち、岩手県、宮城県、福島県、青森県の太平洋側、茨城県の一部の区間については被災地支援のため全日、全車種を対象に無料開放をする方針であり、あわせて青森県の日本海側の区間、秋田県、山形県、新潟県の一部の区間についても被災地の主に観光振興のため、土日祝日は普通車以下（ETCのみ）について無料開放をする方針にするという「新たな無料開放」へ政策変更する予定になっております。

もとより、高速道路無料化を全国一律でやればバラマキ色が強く、その政策の妥当性については大いに疑問があるものですが、しかし新たな無料開放のうち、後者の区間を対象としたものは、主に観光振興などを目的として行われるものであり、これのもかかわらず、福島第一原子力発電所事故により、観光業者及び観光客を対象とした業者が、未曾有の風評被害による経営上の深刻な打撃を受けている本県が「対象外とされていることは、その被害の実状から大きくかけ離れたものになっており、大変遺憾なことであります。

また、東京電力の観光業の賠償基準において、福島県に加え、本県、茨城県、群馬県の4県が対象とされていることからすれば、「新たな無料開放」において本来支援すべき県を対象から外していることは、日本政府による主に観光振興を目的とした新たな無料開放の対象範囲は失当であります。

更には、本県及び茨城県は、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二条第二項及び第三項の市町村を定める措置の対象となる市町村である「特定被災地域」が含まれていることからすれば、観光振興目的のみならず、岩手県、宮城県、福島県などの区間と同様の被災地支援を目的とした無料化の対象に含まれていても不自然ではありません。

こうした現状認識に立って、栃木県議会みんなのクラブは、以下、緊急要望をいたします。

- 一 知事は、緊急的に、高速道路のあらたな無料開放の対象として、本県内にある区間を対象に含めるよう国及びNEXCOに対し要望すること。具体的には、本県には「特定被災地域」とされている市町村が含まれていることから、岩手県、宮城県、福島県などと同様の無料開放の対象に含めるべきである。
仮にこの対象に含まれないこととなっても、最低限、青森県、秋田県、山形県、新潟県の一部に対する被災地の主に観光振興を目的とした無料開放の対象に含めること。
- 二 被災地支援及び、被災地の観光振興を目的とする、新たな無料開放政策について、対象地域割の根拠と被災地支援範囲を明確にすること。
- 三 要望にあたり、可能な限り、隣県の茨城県、群馬県などと連携すること。